平成２５年（フ）第５９号
茨城県石岡市柿岡3353番地３
債務者　足立　敏廣
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井出　晃哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１００２号
大阪市東淀川区小松４丁目16番34―901号
債務者　位田順一郎（旧姓奥野）
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　卓輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７０号
埼玉県所沢市緑町４丁目27番44―103号
債務者　岡田加代子
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３５号
北海道函館市本通１丁目23番40―403号　エンドレス五稜郭Ａ棟、前住所北海道室蘭市宮の森町４丁目22番25号
債務者　小玉　俊典
１　決定年月日時　平成25年４月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
北海道函館市本通１丁目23番40―403号　エンドレス五稜郭Ａ棟、前住所北海道室蘭市宮の森町４丁目22番25号
債務者　小玉　美雪
１　決定年月日時　平成25年４月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第６６６１号
大阪府吹田市岸部北３丁目33番３号ビスタ岸部ハイツＢ203号室、住民票上の住所大阪府東大阪市長田中２丁目１番７―403号
債務者　花凛屋こと　文野　克也
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　夏見　陽介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４０号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目14番30―３号
債務者　葛西まゆみ
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡野　紘司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９９号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目７番11号
債務者　岩井　　強
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂和　宏展
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１７１号
大阪市阿倍野区美章園２丁目26番11号
債務者　松本　好司
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　道宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１７号
大阪市北区鶴野町４番Ａ―1218号
債務者　スナックｇｉｒｌｓこと　出口　貞宏
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福本　暁弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１８号
大阪市北区鶴野町４番Ａ―1218号
債務者　黒井　房美
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福本　暁弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２３号
大阪府八尾市南植松町１丁目１番地の１アーバンライフ浅尾101号、前住所大阪府柏原市法善寺３丁目898番地
債務者　北田産業こと　北田　惠男
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大谷　俊彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２４号
大阪府八尾市南植松町１丁目１番地の１アーバンライフ浅尾101号、前住所大阪府柏原市法善寺３丁目898番地
債務者　北田　育子
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大谷　俊彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６号
香川県木田郡三木町井戸2547番地岩部美保子方、住民票上の住所香川県さぬき市津田町津田18番地１
債務者　野中　昌子（旧姓筒井）
１　決定年月日時　平成25年４月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　秀樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２２号
山形市小白川町３丁目３番７―403号　市営天満アパートＣ、前住所山形市城西町４丁目21番14号
債務者　齊藤　重美
１　決定年月日時　平成25年４月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６２号
函館市神山町257番地31　チェリーＭ　３―Ａ
債務者　後藤　　篤
１　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第８１号
北海道北斗市七重浜８丁目20番12号　コーポ金沢201号
債務者　鈴木あゆみ（旧姓瀬川）
１　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
函館地方裁判所